

## 多子世帯応援事業に係る家事代行サービス等登録事業者募集要項

### 1 募集の趣旨

山口県では、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成するため、第3子以降のお子さんが生まれたご家庭に、やまぐち子育て連盟からお祝状とお祝品を贈呈する事業を実施しています。

今回の募集は、この事業において、多子世帯の依頼に基づき、家事代行サービス等の提供をしていただく事業者を募集するものです。

### 2 事業の内容

山口県内に住所があり、第3子以降のお子さんを出産された家庭に対し、県から家事代行サービス利用券を贈呈し、あらかじめ県が指定した登録事業者による家事代行サービス等の利用料金の支払に使用してもらう事業です。

### 3 募集対象区域

山口県全域

### 4 登録期間

登録決定の日～事業終了まで

※予算の都合により予告なく事業を終了する場合があります。

### 5 応募資格

以下に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 山口県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (2) 山口県内で次の表に掲げる①、②のいずれかのサービスを提供可能であり、かつ一般家庭に対し、登録の申請日までに引き続いて3年以上にわたり当該サービスを提供していること。  
(常態として当該サービスを提供していると認められること)

区 分	サービス内容
①家事代行サービス ※右記の <u>全ての</u> サービスを提供していること	ア 掃除 イ 洗濯 ウ 炊事 エ 食料品及び日用品の買い物
②ハウスクリーニングサービス ※右記の <u>全ての</u> サービスを提供していること	ア エアコンのクリーニング イ レンジフード・換気扇のクリーニング ウ 洗濯槽のクリーニング エ 水回り（キッチン、洗面所、浴室、トイレ）のクリーニング

- (3) 提供するサービスが、以下ア～クの要件をすべて満たしていること。

ア サービス内容や料金体系が明確であり、利用規定等で明示している。

イ 利用規定等に個人情報の取扱いや賠償責任について記載されている。

ウ 事前に十分な打ち合わせを行い、必要に応じて下見や見積もりを行った上で、書面で契約を結ぶ。

- エ 提供するサービスについて作業手順書やマニュアルを備え、教育訓練を受けたスタッフが  
いる。
- オ サービスの提供にあたり、実施内容の説明を行い、承諾を得た上で作業を行う。
- カ 作業を行うスタッフは、個人情報の取扱いや顧客への対応などについて研修を受けてお  
り、社員証の携行など、身元を保證するしくみがある。
- キ 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うことができるよう、あらかじめ、賠  
償責任保険に加入している。
- ク 苦情、要望等の相談窓口を設置している。

ただし、下記に該当する事業者は登録できません。

- ア 特定の宗教、政治団体と密接な関係を有する者
- イ 役員等（役員又は店舗の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法  
律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

## 6 応募手順

### （1）応募様式の配布及び提出方法

- ア 応募様式の配布  
山口県子ども・子育て応援局こども政策課（以下「事業担当課」という。）宛に電子メール  
で配布の申請をしてください。
- イ 提出方法  
事業担当課まで郵送又は直接持参してください。

### （2）提出書類

次の書類を各1部にチェックリストを添えて提出してください。

- ア 多子世帯応援事業に係る家事代行サービス等事業者登録申請書（様式第1号）
- イ 事業者概要（様式第1号付表01）
- ウ 誓約書（様式第1号付表02）
- エ 定款の写し（事業者が法人の場合）
- オ 法人登記簿謄本（事業者が法人の場合）
- カ 青色申告書の写し（事業者が個人事業主の場合）
- キ 賠償責任保険に加入していることが分かるもの（保険証券の写し等）
- ク 提供可能なサービスや料金体系が分かるもの
- ケ その他参考となるもの（利用規定やパンフレット等）

※県が必要と判断した場合、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

## 7 審査及び結果の通知等

- （1）提出書類により審査を行い、登録事業者を決定します。
- （2）審査にあたり、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施します。また、必要と判断した  
場合には、応募者の事務所等を訪問の上、関係書類等の確認をすることがあります。

- (2) 審査の結果は、書面により通知します。
- (3) 書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨を連絡の上、その意思を明示した書面を、事業担当課宛に電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法により提出してください。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

## 9 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず、いかなる場合でも返却しません。
- (2) 登録料は無料です。ただし、提出書類の作成等、応募に要する費用は全て応募者の負担とします。
- (3) 提出書類に記載されている一部又は全ての事項について、県のホームページやチラシ等でサービスの利用者に公表します。
- (4) 事業の詳細や家事代行サービス利用券の取扱方法等については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/51/198556.html>

## 10 問い合わせ・応募書類提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号（山口県庁5階）

山口県こども・子育て応援局こども政策課少子化対策推進班

電話：083-933-2740（直通） FAX：083-933-2759

Email: a13300@pref.yamaguchi.lg.jp